

伯耆町障害者福祉計画

(第3期)

平成24年3月

伯 耆 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 基本理念	3
4. 基本目標	3
5. 施策の体系	3
6. 計画の期間	4
7. 計画の推進体制	4
8. 制度改正等に関連する追記	4

第2章 障がい者の現状等

1. 障がい者数	6
2. 主な障害福祉サービス利用状況	8

第3章 施策の展開

1. 啓発・広報	10
2. 生活支援	10
3. 生活環境	11
4. 教育・育成	11
5. 雇用・就業	12
6. 保健・医療	13
7. 情報・コミュニケーション	13

第4章 障害福祉サービスの数値目標等

1. 「平成26年度目標数値」の設定	14
2. 障害福祉サービスの利用実績と見込み量	16
3. 地域生活支援事業の利用実績と見込み量	20

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

障がいの有無にかかわらず、誰もが住みよいと感じることのできる社会の実現に向けて、これまでにさまざまな障がい者福祉に関する取り組みが国内外で行われてきました。

- ・平成12年 「社会福祉法」の成立と「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「児童福祉法」などの改正による社会福祉基礎構造改革の実施
- ・平成15年 「支援費制度」の開始（措置制度から契約制度へ）
- ・平成16年 「障害者基本法」の改正
- ・平成17年 「発達障害者支援法」の施行
- ・平成18年 「障害者自立支援法」の施行
「障害者権利条約」の国連採択（翌年わが国も同条約に署名し、同条約批准準備のため諸制度の集中的な改革が加速）
- ・平成19年 「伯耆町障害者福祉計画」（計画期間：平成20～23年度）の策定
- ・平成21年 障害者自立支援法を廃止と障害者総合福祉法（仮称）を平成25年8月までに施行することを決定する連立政権合意
「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置（翌年から障がい者制度改革に向けた検討を実施）
「伯耆町障害福祉計画 第2期」（計画期間：平成21～23年度）の策定
- ・平成22年 「改正障害者自立支援法」の公布（新法実施までの対応）
- ・平成23年 「障害者虐待防止法」の公布
「障害者基本法」の一部改正
「伯耆町障害者福祉計画」（計画期間：平成24～26年度）の策定

このような目まぐるしく変わっていく動向を的確に把握した障がい保健福祉施策の方向に対応した、本町独自の指針が必要です。

また、本町の障がい者福祉の現状に目を向けると、高齢化の進展や障がいの重度・重複化が進み、障がいをめぐる問題は複雑・多岐にわたり、障がい保健福祉施策は、多くの課題を抱えています。

「伯耆町障害者福祉計画」及び『「伯耆町障害福祉計画 第2期」の計画期間は平成23年度に終了しましたが、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、伯耆町の障がい者を取り巻く課題の解決に向けて障がい福祉関連施策を今後も計画的に推進していかなければなりません。

このことを目的とし、地域福祉計画の策定（見直し）と歩調を合わせ、地域福祉に関わる方々で構成した「計画見直し作業部会」を4回開催し、計画の実施状況や、地区、性別、年齢層を考慮して町民600名を対象として実施したアンケートの結果などを基に、地域の課題や必要な取り組みなどについて話し合いを行い、提言を受け、平成24～26年度までを計画期間とする、新たな「障

害者福祉計画」及び「伯耆町障害福祉計画 第3期」を一体的に策定しました。

なお、今回の策定では平成25年8月に障害者総合福祉法（仮称）への改正が予定されていることから、前計画の理念などは踏襲し、国や鳥取県の指針を踏まえ、「重点施策」や「新規事業」などに焦点を置く策定内容としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」（「障害者自立支援法に基づくサービス以外の福祉サービス」として担当課及び協力機関が実施する事業）と障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」（障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画）として位置付けられます。

また、国・県が策定した関連計画と、伯耆町総合計画をはじめ、伯耆町が策定した各種計画との整合・連携を図ります。

障害者基本法（一部抜粋）

（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「障害者基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「都道府県障害者計画」という。)を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

障害者自立支援法（一部抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

3. 基本理念

『共に生きる社会の実現を目指して』

障がいのある、なしにかかわらず、必要な支援を得ながら、誰もが住み慣れた地域で暮らしまちづくりを目指します。

4. 基本目標

(1) 地域での暮らしを支援する

障がいのある人が、地域の中で、地域住民の一人として、その人らしく生活できるように支援を行います。

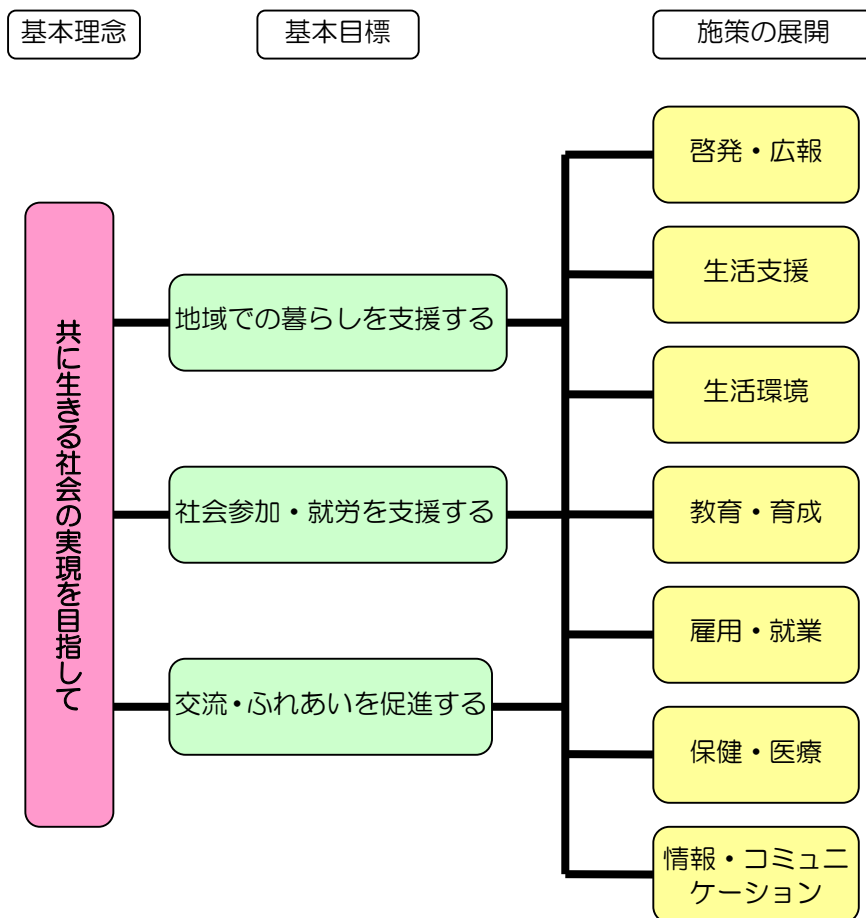
(2) 社会参加・就労を支援する

障がいのある人が、自らの能力を発揮し、自己決定と自己選択のもとに、社会参加できるように支援を行います。また、経済的な自立を目指した、就労支援を行います。

(3) 交流・ふれあいを促進する

障がいのある、なしにかかわらず、お互いを理解、尊重し、協力し合うことができるよう、地域での交流やふれあいを促進します。

5. 施策の体系



6. 計画の期間

平成24年度から平成26年度までの3年間の期間とします。また、法令の見直し及び国や県の計画や社会的な動向によって、必要に応じて本計画の見直しを行います。

7. 計画の推進体制

この計画は平成26年度を目標年度とした計画であり、計画に挙げた事業を実施するためには、地域住民の協力・支援が不可欠です。計画の基本理念を正しく周知・徹底することに努め、行政・障がい者・関連機関・サービス提供事業所・地域住民がそれぞれの役割を担いながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが求められます。

さらに、広域的な視点による展開が望ましい施策、事業については、鳥取県や下記ネットワークと提携を図って進めていきます。

(1) 障害福祉圏域

鳥取県では保健、医療、福祉サービスの連携、広域的なサービス提供体制の整備を図るために、障害福祉圏域を設定しています。伯耆町は近隣2市6市町村（米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、日南町、日野町、江府町）とともに「西部障害保健福祉圏域」を構成し、障がい者施策の実施にあたっては圏域間及び圏域内の地域間でサービスに不均衡が生じないように配慮していきます。

(2) 鳥取県西部障害者自立支援協議会

地域連携の核となる地域自立支援協議会について、伯耆町は「西部障害保健福祉圏域」を構成する市町村とともに共同設置（平成20年3月～）しています。この鳥取県西部障害者自立支援協議会の運営を円滑に進め、行政・サービス提供事業所・関係機関で情報・課題を共有し、問題の解決を図ります。

また、具体的な問題等が出た場合については、協議会で協議し、解決に繋がります。

8. 制度改正等に関連する追記

(1) 障がい者の範囲の見直しについて

障がいの定義については、国際的に本人の機能に着目した医療モデルから、環境との相互作用を重視する社会モデルへの転換が進んでいます。国際生活機能分類（ICF）（平成13年・2001年）では、障がいを①健康状態、②生活機能（心身機能・身体構造、活動、参加）、③背景因子（環境因子、個人因子）の三層の相互作用として捉えています。

伯耆町の障がい者施策も、これまでは基本的に身体障がい、知的障がい、精神障がいのいわゆる三障がいのある人を対象に推進してきましたが、平成22年12月に障がいの範囲が見直しになったことにより、発達障がいも障害者自立支援法上の障がいの範囲に明記されました。

また、障害者基本法の改正により、第2条で、「障害者」とは「身体障害、知的障害又は精神障害（発達障害含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（注1）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」と定義されました。

次頁へ続く

高次脳機能障がい（注２）も精神障がいに含まれることとされ、支援の対象となっています。ただし、難病（注３）については障がいに該当しない人への支援をどうするかが今後の課題となっています。

注１ 社会的障壁：障害者基本法第２条により「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義されています。

注２ 高次脳機能障がい：交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識出来ないこともあります。

注３ 難病：原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい障がいをもたらす慢性疾患の総称で、厚生労働省は特定疾患として１３０の難病を指定し、うち５６の疾患は医療費の公費負担助成の対象となっています。

（２）「障害者」の「害」表記について

心のバリアフリーを推進するために、「障害者」などの「害」の字の表記について、可能な限りひらがなで表記するか、他の言葉で表現することが広く推進されています。ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞については変更せずに、引き続き「害」の字を使っています。このため、本計画でも「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第2章 障がい者の現状等

1. 障がい者数

(1) 身体障がい者

「身体障害者手帳所持者数」

① 齢別・総合等級別

(単位：人・%)

総合等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
18歳未満	(5) 5	(5) 2	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(12) 9	(1.9%) 1.4%
18～65歳未満	(35) 39	(22) 23	(14) 14	(22) 23	(12) 11	(16) 13	(121) 123	(18.8%) 18.7%
65歳以上	(139) 150	(76) 75	(81) 86	(146) 149	(25) 24	(42) 41	(509) 525	(79.3%) 79.9%
計	(179) 194	(103) 100	(95) 100	(169) 173	(37) 35	(59) 55	(642) 657	(100%) 100%
	(27.9%) 29.5%	(16.0%) 15.2%	(14.8%) 15.2%	(26.3%) 26.3%	(5.8%) 5.3%	(9.2%) 8.4%	(100%) 100%	

() 内は2期統計 H21. 1. 1 現在 太字 H23. 4. 1 現在

第2期の統計と比較して、手帳所持者数は15名の増となっています。65歳以上の所持者が増加しており、また等級別では1級の所持者割合が1.6%程度増加傾向にあります。高齢、重篤化の傾向が進んでいます。

② 障害種類別・個別等級別

(単位：人・%)

総合等級 障害種類	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計	
視覚障害	(14) 15	(19) 24	(0) 1	(6) 5	(6) 6	(2) 2	(47) 53	(7.0%) 7.7%
聴覚・平衡機能障害	(7) 1	(11) 9	(3) 3	(16) 12	(0) 0	(40) 40	(77) 65	(11.4%) 9.4%
音声・言語・そ しゃく機能障害	(1) 1	(1) 1	(4) 6	(3) 4	(0) 0	(0) 0	(9) 12	(1.3%) 1.7%
肢体不自由	(89) 91	(76) 71	(74) 74	(124) 131	(32) 31	(22) 18	(417) 416	(61.7%) 60.4%
内部障害	(82) 91	(0) 0	(18) 22	(26) 30	(0) 0	(0) 0	(126) 143	(18.6%) 20.8%
計	(193) 199	(107) 105	(99) 106	(175) 182	(38) 37	(64) 60	(676) 689	(100%) 100%
	(28.6%) 28.9%	(15.8%) 15.2%	(14.6%) 15.4%	(25.9%) 26.4%	(5.6%) 5.4%	(9.5%) 8.7%	(100%) 100%	

(注) 重複障害の場合はそれぞれにカウント

() 内は2期統計 H21. 1. 1 現在 太字 H23. 4. 1 現在

第2期の統計と比較して、障害種類別の状況は内部障害を持つ方が2%程度増加しています。等級別の割合は第2期の統計と状況はほぼ同じです。

(2) 知的障がい者

「療育手帳所持者数」

(単位：人・%)

障害程度 年齢	A (重度)	B (中・軽度)	計	
18歳未満	(2) 1	(4) 8	(6) 9	(8.3%) 11.4%
18～65歳未満	(25) 25	(31) 34	(56) 59	(77.8%) 74.7%
65歳以上	(5) 5	(5) 6	(10) 11	(13.9%) 13.9%
計	(32) 31	(40) 48	(72) 79	(100%) 100%
	(44.4%) 39.2%	(55.6%) 60.8%	(100%) 100%	

() 内は2期統計 H21.1.1 現在 太字 H23.4.1 現在

第2期の統計と比較して、手帳所持者数は7名増加しています。18歳～65歳未満の方の増加が顕著です。障害程度ではB（中・軽度）の割合が増加しています。

(3) 精神障がい者

「精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院）受給者数」

(単位：人・%)

等級 年齢	精神障害者保健福祉手帳					自立支援医療 (精神通院)	
	1 級	2 級	3 級	計			
18歳未満	(0) 0	(0) 1	(0) 0	(0) 1	(0.0%) 1.4%	(5) 10	(3.5%) 6.0%
18～65歳未満	(7) 11	(34) 38	(1) 1	(42) 50	(73.7%) 71.4%	(118) 138	(83.7%) 82.1%
65歳以上	(7) 6	(8) 12	(0) 1	(15) 19	(26.3%) 27.1%	(18) 20	(12.8%) 11.9%
計	(14) 17	(42) 51	(1) 2	(57) 70	(100%) 100%	(141) 168	(100%) 100%
	(24.6%) 24.3%	(73.7%) 72.9%	(1.8%) 2.9%	(100%) 100%		(100%) 100%	

() 内は2期統計 H21.1.1 現在 太字 H23.4.1 現在

第2期の統計と比較して、手帳所持者数は2級を中心に増加傾向にあり、18歳～65歳未満の伸びが著しいです。第2期の統計と比較して、自立支援

医療（精神通院）受給者は２７名の大幅増となっています。増加割合は加速する傾向にあります。手帳所持者同様の世代の伸びが顕著です。

２．主な障害福祉サービス利用状況

（１）介護給付費・施設等訓練費支給決定者数

区分	サービス種類		H21.1現在人数	H23.4現在人数
介護給付	居宅介護		25	20
	生活介護		11	23
	児童デイサービス		4	4
	短期入所（ショートステイ）		11	12
	共同生活介護（ケアホーム）		7	9
	施設入所支援		3	16
	小　計		61	84
訓練等給付	自立訓練（生活訓練）		2	2
	就労移行支援		2	1
	就労継続支援Ａ型		0	0
	就労継続支援Ｂ型		26	51
	共同生活援助（グループホーム）		4	2
	小　計		34	56
旧法施設支援	入所	身体障害者療護施設	4	1
		身体障害者授産施設	2	2
		知的障害者更生施設	10	9
		知的障害者授産施設	3	3
		小　計	19	15
	通所	身体障害者授産施設	2	2
		知的障害者更生施設	1	1
		知的障害者授産施設	10	9
		小　計	13	12
合　計			127	167

（注）重複利用の場合はそれぞれにカウント

第２期の統計と比較して、介護給付決定者は１．４倍、訓練等給付決定者は１．６倍以上の高い伸びとなっています。ただしこれは事業所の体系移行も影響もあり、旧法施設支援につきましては、体系移行により次第に減少しています。現在はほぼ全ての事業所が新体系サービスに移行しました。

(2) 特別障害者手当等受給者数

区分	H21.1人数	H23.4人数
特別障害者手当	35	36
障害児福祉手当	5	3
経過的福祉手当	1	1
計	41	40

第2期の統計と比較して、ほぼ横ばいの状況にあります。新規受給者数と入所、入院、死亡などによる資格喪失者が均衡した状態にあります。

(3) 補装具・日常生活用具給付等状況

区分	種 目	H19年度件数		H22年度件数	
		身体障害者	障害児	身体障害者	障害児
補装具	補聴器	6	1	4	1
	車いす	0	0	3	1
	電動車いす	1	0	0	1
	座位保持装置	0	0	0	1
	歩行器	0	0	0	1
	大腿義足	1	0	2	0
	矯正めがね	0	0	2	0
	短下肢装具	1	0	0	1
	修理（補聴器・車いす等）	7	3	8	3
	小 計	16	4	19	9
日常生活用具	紙オムツ	0	6	9	8
	視覚障害者用拡大読書器	1	0	0	0
	電動式人工喉頭	1	0	0	0
	移動、移乗支援用具	0	0	1	0
	入浴補助用具	1	0	0	1
	盲人用時計	0	0	1	0
	頭部保護帽	0	0	0	1
	電気式たん吸引器	1	0	2	0
	ストマ用装具	67	0	71	0
	小 計	71	6	84	10
合 計		87	10	103	19

第2期の統計と比較して、種目ではストマ用装具や排せつ用具の伸び顕著です。車いすの給付も増加傾向にあります。障がい児に関しては件数については増加していますが同一者に対する異種目給付も多くあります。

第3章 施策の展開

1. 啓発・広報

障がいのある、なしにかかわらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支えあう共生の社会を実現するために、障がいや障がいのある人に対する理解を深める“こころのバリアフリー”を推進します。

【施策の方向】

●啓発・広報活動の推進

障がいに関する正しい知識や必要な配慮などについて、広報紙やインターネットのホームページなどを積極的に活用し、周知を行います。

●地域福祉の推進

障がいのある人もない人も同じ地域社会の構成員として共に暮らしていく地域づくりを目指す活動を応援し、障がい者が犯罪被害や人権侵害に遭わないように地域の身近な人たちで見守る環境を作っていきます。

●福祉教育等の推進

交流教育の実施などを通じて、障がいや障がい者に関する正しい理解を深める福祉教育の充実を推進します。とりわけ発達障がいや高次脳機能障がいに対する正しい理解をさらに深める必要があります。

●地域交流の推進

お互いに理解を深め合うことができる“場”づくりに取り組みます。

2. 生活支援

豊かな地域生活が送れるよう、利用者本位の考え方に立って、多様なニーズに対応した福祉サービス支援体制の整備を進めます。

【施策の方向】

●生活支援体制の整備

ケアマネジメントの推進と地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実を図るとともに、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進と、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行っていきます。また、当事者・家族による活動を支援します。

●障害福祉サービスの充実と地域移行の推進

障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、障害福祉サービスの充実を図るとともに、自己選択・自己決定により地域生活を営み、社会参加を実現することができる体制の整備を推進します。また、立ち遅れている精神障がい者に対するこれら体制の充実を重点的に図ります。

なお、サービスの種類ごとの目標数値を第4章で設定します。

●夜間、休日時などの支援体制の整備

夜間、休日などにおける緊急時に近隣の住民が支援する仕組みづくりに取り組みます。

- スポーツ・文化芸術活動の振興

障がいのある人が“楽しみ”や“生きがい”をもって暮らせるよう、スポーツ交流会や文化芸術教室の開催などに取り組みます。

- 交流の場・ネットワークづくりの推進

地域における社会資源を活用し、気軽に集える居場所（拠点）づくりや、当事者間や支援者間のネットワークづくりを推進します。

- 人材の育成・確保

障がいのある人のニーズに適切に対応できるよう、福祉・保健・医療など各分野で障がいのある人の生活の支援に関わる人材の育成・確保を図ります。

3. 生活環境

障がいのある人が、安全に安心して生活ができるように、住まいの確保に関する支援や必要な社会資源の充実を図るとともに、住宅や公共的施設など生活空間のバリアフリー化及び公共交通機関を始めとする移動手段の確保を推進します。一方で、東日本大震災等を通じて、災害時における避難支援等がとても重要な課題となってきました。防災対策の充実を図り、障がい者が安心して快適に暮らせる生活環境を整えます。

【施策の方向】

- 住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人や高齢者を対象とした暮らしやすい住まいづくりについての相談支援を行い、住宅のバリアフリー化を推進します。

- 公共建築物・道路のバリアフリー化の推進

バリアフリー新法や鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、公共建築物や道路のバリアフリー化を推進します。

- 住まいの確保

障がいのある人が充実した地域での生活ができるように、住まいの確保のために必要な支援や必要な社会資源の充実を図ります。

- 移動手段の確保

障がいのある人が行きたいところへ自由に外出ができるよう、公共交通機関のバリアフリー化の推進や、公共交通機関の利用が困難な人への車両による移送サービスの充実を図ります。

- 災害時の対策

地域に暮らす人々が互いに協力し合うことが最も効果的で、地域ぐるみの防災体制づくりが求められます。そのためには、日頃からの心の通った近所付き合いと災害時にきめ細かな支援ができるような仕組みが必要です。地域の中で配慮を要する人の把握を支援するとともに、安否確認、避難の仕組みや避難所の対応、情報弱者への対応方法等を中心に支援体制を充実していきます。

4. 教育・育成

障がいのある子どもが、将来に向かって自分の能力や可能性を最大限に生かせるよう、発達段階

に応じた教育や療育体制の整備を図ります。

【施策の方向】

●一貫した相談支援体制の整備

障がいのある子どもの発達段階や障がいの特性に応じて、関係機関が適切な支援を行えるよう、乳幼児期から学校卒業後まで、関係者間の連携を強化し、一貫した相談支援体制の整備を推進します。

●療育体制等の整備

鳥取県総合療育センターをはじめとする各療育機関との連携を強化し、身体障がい、知的障がい、発達障がいなど様々な障がいの特性に応じた地域における療育体制の整備を図ります。また、児童デイサービスなどの早期療育の場の確保に努めます。

●放課後等デイサービスなど放課後活動の場の確保

就学中の障がいのある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期期間中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを検討します。また、放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ体制整備などを検討します。

●社会への移行支援体制の確立

障がいのある子どもの卒業後の職業自立等を推進するため、関係者間の緊密な連携・協力を図っていきます。

●施設のバリアフリー化の促進

学校や保育所が、障がいのある、なしにかかわらず全ての子どもにとって適切な環境となるよう、施設のバリアフリー化に向けた整備を促進します。

5. 雇用・就業

障がいのある人が自らの能力を最大限に発揮し、働くことによって経済的な自立と社会への貢献という社会参加が促進されるよう、また地域での充実した生活を実現できるよう、ニーズに合った職場を確保することが大きな課題となっています。就労を希望する障がい者が適切な職業能力を身につけることができるように、働く場・機会の充実と拡大を図ります。

【施策の方向】

●雇用の促進と就労機会の拡大

町内の企業に対する啓発活動等を充実させ、雇用者側の理解を促進して雇用の場や職域を拡大して障がいのある人の雇用促進を図ります。また、町から民間企業等へ業務委託を行う際に、その内容に応じて障がいのある人が働く福祉就労施設等への委託を検討します。

●福祉的就労の充実

障がいのため一般就労が困難な人へ向けた福祉的就労の充実のため、町内の障害福祉サービス事業所等の事業内容の充実と運営体制の強化を支援します。

●就労支援体制の整備

職業能力を持つ障がい者が福祉的就労から一般就労に移行していけるように、ハローワークや就労生活支援センター等の関係機関との連携を強化し、就労に関する相談支援や就労訓練が

適切に行えるよう体制の整備を図ります。また障害福祉サービス事業所等との十分な連携の下、一般就労に向けた適切な支援が行われるようにしていきます。

6. 保健・医療

障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療ができるよう、保健・医療サービスの適切な提供の充実を図ります。

【施策の方向】

●障がいの原因となる疾病等の予防・治療

妊産婦の健康教育や健康指導、健康診査等の充実を図り、障がいの原因となる疾病等の予防や早期発見・治療を推進します。また障がいの原因となる疾病等の予防と治療についての正しい知識の普及を図ります。

●障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいの軽減や重度化・重複化の防止のため、適切な医療・医学的リハビリテーションの提供が行われるよう、相談支援体制の充実や医療機関や福祉施設等とのネットワークづくり等連携体制の強化を図ります。また、生活機能を維持・改善するため、機能訓練事業の充実を図ります。

●精神保健施策の充実

地域における心の健康に関する相談やカウンセリング等の提供機会の充実を図り、“心の健康づくり”を推進し、精神疾患の早期発見に努めます。また地域生活を希望する精神疾患入院患者の退院と社会復帰の促進のため、関係機関と連携を図っていきます。

7. 情報・コミュニケーション

障がいの種類や程度によっては、自ら情報を得ることが困難な場合があります。障がいの特性に配慮した情報提供やコミュニケーション支援体制を充実させ、情報・コミュニケーションのバリアフリー化を促進します。

【施策の方向】

●多様な情報媒体の活用推進

広報紙・行政無線・ケーブルテレビ・インターネットのホームページ等の様々な情報提供手段の活用を推進します。

●コミュニケーション支援体制の整備

聴覚障害のある人への手話通訳者等の派遣体制の整備を図ります。

第4章 障害福祉サービスの数値目標等（障害福祉計画）

1. 「平成26年度目標数値」の設定

これまでの各期計画では、障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応するため、次に掲げる事項について、目標年度までの数値目標を設定し取り組みを行いました。第3期計画においても、平成26年度を目標年度として以下の数値目標を設定して取組を行います。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

伯耆町では平成26年度末までに8人が地域生活（グループホーム、ケアホーム、一般住宅等）移行することを目指すとともに、平成26年度末までの削減見込みを5人としました。相談支援体制の充実や一般就労に向けた支援や就労継続支援などの日中活動の場の確保、さらには住まいの場の確保など総合的な支援体制の整備を念頭に目標を目指して取り組みます。

項 目	第3期計画 目標値	参考) H22 までの 状況		備 考
		目標値	実績	
基準とする入 所者数 A	23人			平成17年10月1日時 点の施設入所者数
目標年度入所 者数 B	18人			平成26年度末時点の施 設入所者数
【目標値】 削減見込 A-B	5人	4人	0人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行 者数	8人	4人	1人	Aの内、目標年度までに 地域生活へ移行する（し た）人の目標数

（2）福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の内、平成26年度中に一般就労へ移行する者の数値目標を2人と設定しました。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末までに現時点の福祉施設利用者のうち、7人が就労移行支援事業を利用するとともに、平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、1割が就労継続支援（A型）事業を利用することを目指し目標値を設定しました。

なお、就労移行支援事業と就労継続支援（A型）利用については、サービスを提供する事業所数がまだ県内でも少数であることを目標値の設定で考慮しています。

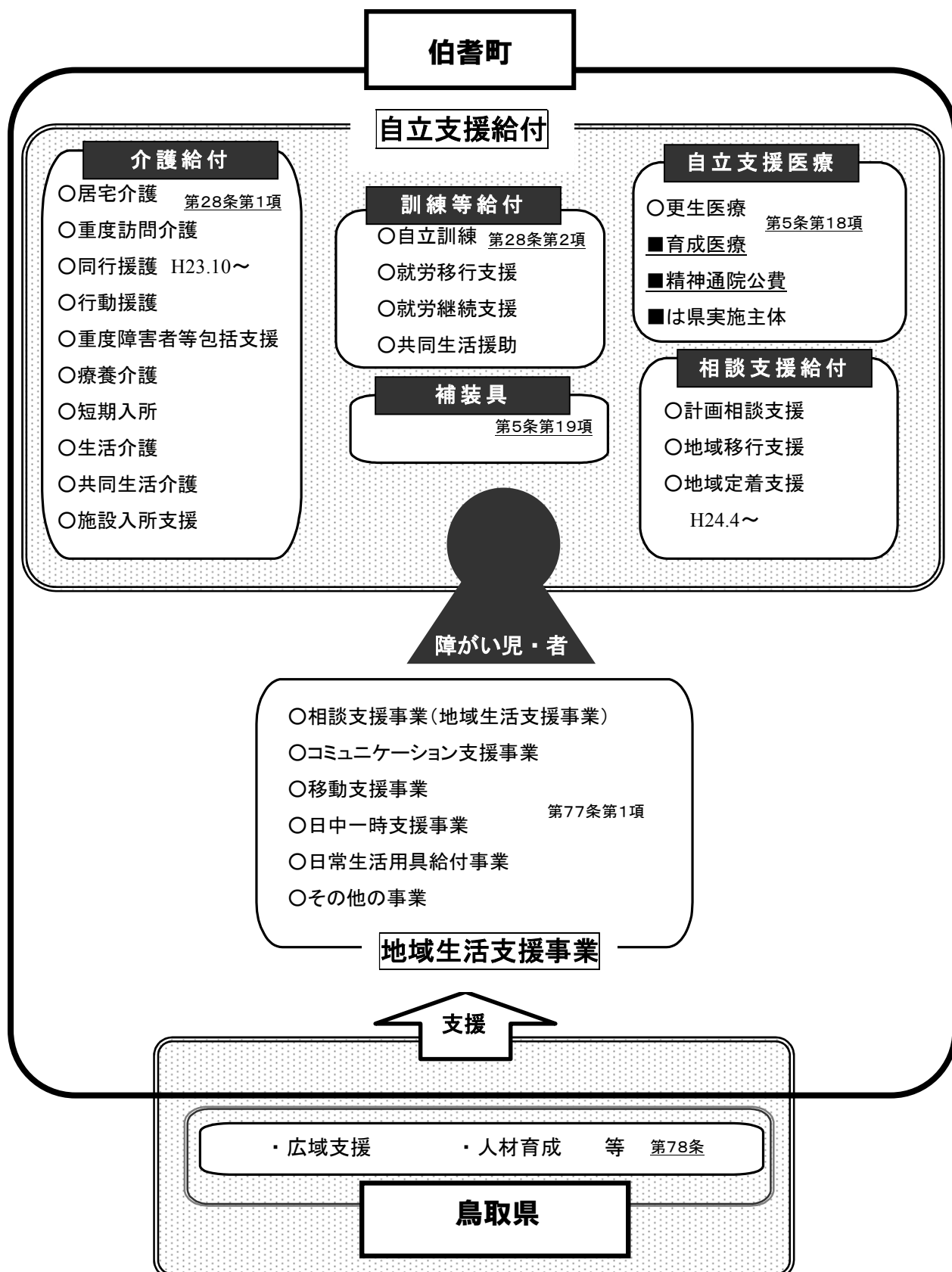
項 目	第 3 期計画 目標値	参考) H22 までの状 況		備 考
		目標値	実績	
基準とする一般就 労移行者数	0 人			平成 17 年度において福 祉施設を退所し、一般就 労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	6 人	4 人	0 人	平成 26 年度末において 福祉施設を退所し、一般 就労する者の数
【目標値】 就労移行支援事業 利用者数	7 人	5 人	2 人	平成 26 年度までに現時 点の福祉施設利用者の うち、就労移行支援事業 を利用する者の数
【目標値】 平成 26 年度末の就 労継続支援（A 型） 利用者数	6 人	就労継続 支援事業 全体の 3 割	0 人	就労継続支援事業の利 用者のうち、A 型を利用 する者の数

今後とも、障がいのある人の雇用を促進するため、就労支援関係機関との連携を一層強化して
就労支援の体制づくりに取り組みます。

2. 障害福祉サービスの利用実績と見込み量

(1) 障がい福祉のサービス体系

障害者自立支援法に基づくサービス体系は下記のとりの構成となっています。



(2) 障害福祉サービスの種類と内容

日常生活に必要な介護等を受けられる「介護給付」と、自立生活に必要な訓練等を行う「訓練等給付」があり、在宅で訪問等を受けたりする「訪問系」サービスや、施設等に通所し利用する「日中活動系」サービス、施設等に入所する住まいの場としての「居住系」サービスがあります。

区分	種類	サービス名	サービス内容
訪問系・その他	介護給付	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
		短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が、外出する時において必要な移動の援護等を行います。 ※H23. 10～制度化
日中活動系	介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
日中活動系	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います A型・・・利用者と提供事業所との間で雇用契約を締結し、従業員として事業主に雇用される形態です。 B型・・・非雇用型であり、事業主と雇用関係にはありません。「訓練」「リハビリ」「日中の居場所作り」を目的とし、施設に通い軽作業を行います。
居住系	介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

区分	種類	サービス名	サービス内容
相談支援	相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービスの利用者に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、利用計画を作成します。 ※H24. 4～制度化
		地域移行支援	障害者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。※H24. 4～制度化
		地域定着支援	在宅で生活する障がい者に、連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態においての相談・サポートを行います。※H24. 4～制度化

(2) 障害福祉サービスの利用実績

平成23年度までの各年度の利用実績は次のとおりです。

1期計画と利用実績【1か月あたりの利用量】

サービス名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度（暫定）		
		実績	計画	進捗	実績	計画	進捗	実績	計画	進捗
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	時間/月	254 (15)	443 (24)	57.3% (62.5%)	264 (15)	486 (27)	54.3% (55.6%)	226 (14)	623 (30)	36.3% (46.7%)
生活介護	人日/月	117 (7)	207 (9)	56.5% (77.8%)	316 (16)	253 (11)	124.9% (145.5%)	301 (17)	322 (14)	93.5% (121.4%)
自立訓練（機能訓練）	人日/月	0 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	46 (2)	0.0% (0.0%)	0 (0)	92 (4)	0.0% (0.0%)
自立訓練（生活訓練）	人日/月	2 (1)	46 (2)	4.3% (50.0%)	18 (1)	46 (2)	39.1% (50.0%)	18 (1)	92 (4)	19.6% (25.0%)
就労移行支援	人日/月	36 (2)	46 (2)	78.3% (100%)	12 (2)	69 (3)	17.4% (66.7%)	0 (0)	115 (5)	0.0% (0.0%)
就労継続支援（A型）	人日/月	0 (0)	0 (0)	0.0% (0.0%)	0 (0)	46 (2)	0.0% (0.0%)	0 (0)	92 (4)	0.0% (0.0%)
就労継続支援（B型）	人日/月	511 (32)	828 (35)	61.7% (91.4%)	551 (37)	920 (40)	59.9% (92.5%)	550 (41)	1,035 (45)	53.1% (91.1%)
療養介護	人	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	1	0.0%
児童デイサービス	人日/月	8 (3)	25 (3)	32.0% (100%)	23 (8)	35 (4)	65.7% (200%)	27 (4)	45 (5)	60.0% (80.0%)
短期入所	人日/月	25 (3)	123 (12)	20.3% (25.0%)	29 (3)	163 (16)	17.8% (18.8%)	27 (2)	203 (20)	13.3% (10.0%)
共同生活援助 共同生活介護	人	9	10	90.0%	12	12	100%	12	14	85.7%
施設入所支援	人	3	3	100%	11	9	122.2%	17	19	89.5%

(3) 実績考察と見込量の確保のための方策

①事業者への情報提供等

障害福祉サービスや相談支援の事業を行う者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等により、多様な事業者の参入を促進します。

② 圏域における障害福祉サービスの基盤整備の促進

第2期において利用実績のないサービスもありますが、今後の利用ニーズを見極めた提供体制の確保を図っていくため、県や近隣市町村との連携を図り、必要なサービス確保について広域的な検討等を行います。

③ グループホームやケアホームの設置促進

地域生活への移行を進めるため、障がい者等の地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）やケアホーム（共同生活介護）について、社会福祉法人やNPO法人等による設置を支援するとともに、障がいに関する無理解や誤解により、障がいのある人の地域での住まいの確保に支障が生じることのないよう、啓発活動を行います。

（４）第3期計画における障害福祉サービスの見込量

平成26年度までの各年度障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込み量の設定にあたっては、第2期計画の見込み量と実績値の状況、及び上記考察を踏まえています。

【1か月あたりの見込量】

サービス名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援	時間	410 (21人)	510 (26人)	610 (31人)
生活介護	人日/月	460 (20人)	621 (27人)	782 (34人)
自立訓練（機能訓練）	人日/月	23 (1人)	46 (2人)	69 (3人)
自立訓練（生活訓練）	人日/月	92 (4人)	138 (6人)	184 (8人)
就労移行支援	人日/月	69 (3人)	115 (5人)	161 (7人)
就労継続支援（A型）	人日/月	23 (2人)	92 (4人)	138 (6人)
就労継続支援（B型）	人日/月	1150 (50人)	1265 (55人)	1380 (60人)
療養介護	人/月	0	0	1
短期入所	人日/月	30 (3人)	40 (4人)	50 (5人)
共同生活援助 共同生活介護	人/月	16	19	24

次頁へ続く

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	人/月	23	21	18
計画相談支援	人/月	10	11	12
地域移行支援	人/月	1	2	3
地域定着支援	人/月	1	2	3

※（ ）内は実人員。

3. 地域生活支援事業の利用実績と見込み量

(1) 生活支援事業の種類と内容

障害者自立支援法では、地方自治体が主体的に柔軟に提供する事業として地域生活支援事業が創設されました。この結果、既存事業の多くが地域生活支援事業に再編、整理され、地域の実情に応じて必要な事業が実施されています。

サービス名		サービス内容
相談支援事業（地域生活支援事業）		障がいのある人や障がいのある子どもの保護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とし実施します。住宅入居支援（H20.12～開始）や成年後見制度利用支援（H24.4～開始）に関する事業もこの一類となります。
コミュニケーション支援事業		聴覚、言語・音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳などの方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣を行います。
日常生活用具給付等事業		重度の身体障害、知的障害、精神障害のある人に対して、日常生活用具を給付・貸与します。
移動支援事業		屋外での移動が困難な障がいのある人について、ヘルパーを派遣し社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時における移動を支援します。
地域活動支援センター事業		通所により、創作活動、機能訓練、社会適応訓練等のサービスの提供等を行い、障がいのある人の自立と社会参加を支援します。
その他の事業	日中一時支援事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。
	社会参加促進事業	ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障がいのある人が、社会の構成員として、地域の中で共に生活が送れるよう、またコミュニケーション、文化活動等自己表現、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう、必要な援助を行うことにより、誰もが明るく暮らせる社会づくりをすることを目的としています。一例として身体障害者自動車改造助成事業があります。

（２）地域生活支援事業の利用実績

平成２３年度までの地域生活支援事業の利用実績は次のとおりです。

地域生活支援事業の２期計画と利用実績【１か月あたりの利用量】

事業名	単位	平成21年度			平成22年度			平成23年度（暫定）		
		実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率	実績	計画値	進捗率
相談支援事業 （地域生活支援事業）	件/月	40	14	285.7%	47	20	235.0%	41	30	136.7%
コミュニケーション支援事業	件/月	1	2	50.0%	0	4	0%	1	5	20.0%
日常生活用具給付等事業（年間）	件/年	82	96	85.4%	101	105	96.2%	80	115	69.6%
移動支援事業	時間/月	44	95	46.3%	35	140	25.0%	50	180	27.8%
		(9人)	(6人)	150.0%	(9人)	(7人)	128.6%	(10人)	(9人)	111.1%
地域活動支援センター事業	か所	0	0	0%	0	1	0%	0	1	0%
日中一時支援事業	人日/月	11	9	122.2%	29	15	193.3%	27	25	108.0%
		(5人)	(6人)	83.3%	(6人)	(8人)	75.0%	(6人)	(10人)	60.0%
社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）	件/年	1	1	100%	0	1	0%	1	1	100%

※（ ）内は実人員

（３）実績考察と見込量の確保のための方策

① 柔軟な事業実施

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、地域の特色に合った柔軟な事業実施を目指します。また実施している事業の周知に努めます。

現在未実施の事業についても実施検討を行うため、ニーズや見込み量の把握に努めます。

② 域的な事業実施

コミュニケーション支援事業や相談支援事業など、専門性の高いサービスの提供を効果的・効率的に実施するため、他市町村や県と連携し広域的なサービス基盤の整備を推進します。また、自立支援協議会の取組み等を通じて制度の運用等に関して地域間で大きな格差が生じないように配慮していきます。

③財源の確保

地域生活支援事業についての国から補助金は、人口規模などによって配分される仕組みになっており、事業量に応じた十分な補助金が確保できない可能性があります。国への要望を行うなど事業実施に必要な財源の確保に努めます。

(4) 第3期計画における地域生活支援事業の見込量

平成26年度までの各年度障害福祉サービスと相談支援の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

なお、見込み量の設定にあたっては、第2期計画の見込み量と実績値、及び上記考察を踏まえています。

【見込量】

事業名	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談支援事業（地域生活支援事業）	件/月	45	50	55
コミュニケーション支援事業	件/月	2	4	5
日常生活用具給付等事業（年間）	件/年	85	92	100
移動支援事業	時間/月	66 (11人)	84 (12人)	91 (13人)
地域活動支援センター事業	か所	0	0	1
日中一時支援事業	人日/月	30 (6人)	35 (7人)	40 (8人)
社会参加促進事業身体（障害者自動車改造助成事業）	件/年	1	1	1

※（ ）内は実人員。